

指名停止業者一覧表

	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	不正又は不誠実な行為	香川県高松市郷東町792番地8 株式会社 フソウ 代表取締役社長執行役員 角 尚宣	令和5年5月19日から 令和5年8月18日まで (3か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和5年5月19日	左記業者の使用人ら(うち1名は当時取締役)は、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。 なお、贈賄の公訴時効(3年)が成立している。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。
2	不正又は不誠実な行為	南房総市和田町和田585番地 株式会社 間宮電気工業 代表取締役 福島 佳孝	令和5年6月 5日から 令和5年7月 4日まで (1か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和5年6月5日	令和5年2月28日に代表者名が変更となっているにもかかわらず、令和5年3月1日から令和5年6月2日までの間に南房総市発注の「安房白浜トンネル非常警報施設保守点検業務委託」他13件の指名競争入札及び随意契約にて、旧代表者名で契約を締結していた事実が判明した。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。
3	不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト 株式会社 代表取締役 高浦 雅彦	令和5年7月11日から 令和5年8月10日まで (1か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和5年7月11日	左記業者の使用人は、東大阪市が発注した新型コロナウイルスワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費をだまし取ったとして、令和5年6月15日、詐欺容疑で大阪府警察本部に逮捕された。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。
4	建設業法違反行為	埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1 西武建設 株式会社 代表取締役 佐藤 誠	令和5年9月21日から 令和5年10月20日まで (1か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第12号	令和5年9月20日	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。

指名停止業者一覧表

	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
5	建設業法違反行為	東京都豊島区长崎五丁目1番34号 西武造園 株式会社 取締役社長 大嶋 聡	令和5年9月21日から 令和5年10月20日まで (1か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第12号	令和5年9月20日	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止を行うものである。
6	競売入札妨害又は談合	東京都江東区潮見二丁目1番22号 株式会社 久米設計 代表取締役社長 藤澤 進	令和6年1月26日から 令和6年4月25日まで (3か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第10号	令和6年1月26日	左記業者の九州支社長は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止を行うものである。
7	贈賄	千葉県印西市原一丁目1番地5 竹内建設 株式会社 代表取締役 竹内 一雅	令和6年1月26日から 令和6年4月25日まで (3か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第2号のア	令和6年1月26日	左記業者の代表者は、令和5年4月から同年10月にかけて、千葉県北千葉道路建設事務所発注工事の入札に関する情報を同事務所の所長から得た見返りに、複数回にわたり、同所長に食事代や現金計数十万円を渡したとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警察本部に逮捕された。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止を行うものである。
8	不正又は不誠実な行為	南房総市和田町小川695番地 有限会社 笹子設備 代表取締役 笹子 秀樹	令和6年2月19日から 令和6年5月18日まで (3か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和6年2月19日	令和6年2月16日に開札した南房総市発注の「浄化槽保守点検業務委託(和田地区)」において、落札をしたにもかかわらず、内訳書の記入ミスによる入札金額の誤りを理由に契約辞退を申し出た。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止を行うものである。
9	競売入札妨害又は談合	愛知県名古屋市中区鶴舞2丁目19番10号 株式会社 麦島建設 代表取締役 麦島 悦司	令和6年2月27日から 令和6年8月26日まで (6か月)	南房総市工事等請負 契約等に係る指名停 止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第9号	令和6年2月27日	左記業者の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐる、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同年1月14日に罰金50万円の略式命令を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止を行うものである。